

山形県特別職報酬等審議会

【 配付資料 】

令和 7 年 11 月 19 日
山 形 県

資 料 項 目

- 1 関係規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 特別職報酬等の改定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 3 平成29年度特別職報酬等審議会の答申の概要・・・・・・・・・・ P 3
- 4 前回答申を踏まえた現在の情勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 5 特別職の職員の報酬等の改定案【本日の諮問内容】・・・・・・・・ P 6
- 6－1、2 議員報酬の全国状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
- 7－1、2 知事・副知事の給料月額の全国状況・・・・・・・・・・・・ P 9
- (参考) 特別職報酬等月額の改定に係る所要額試算・・・・・・・・・・ P 11

1 関係規程

【山形県特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月10日山形県条例66号）】

（設置）

第1条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議させるため、山形県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 知事は、議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聞くものとする。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人をもつて組織する。

2 委員は、県内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、知事が定める。

【山形県特別職報酬等審議会運営規則（昭和40年12月3日山形県規則85号）】

（目的）

第1条 この規則は、山形県特別職報酬等審議会条例（昭和39年10月県条例第66号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、山形県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（審議会の議事）

第2条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見及び資料の提出を求めることができる。

（会議録の調製）

第4条 議長は、職員をして会議録を調製させなければならない。

2 会議録には、議長及び会議において選任された委員1人が署名しなければならない。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

2 特別職報酬等の改定経過

	議長	副議長	議員	知事	副知事
平成元年度	790,000円	710,000円	680,000円	1,120,000円	850,000円
平成3年度	860,000円	770,000円	740,000円	1,210,000円	920,000円
平成5年度	910,000円	810,000円	780,000円	1,270,000円	970,000円
平成7年度～	930,000円	830,000円	800,000円	1,300,000円	1,000,000円



平成8年度～平成17年度までは、経済情勢等を踏まえ据置き

平成18年度～	867,000円	774,000円	746,000円	1,212,000円	933,000円
---------	----------	----------	----------	------------	----------



平成19年度～平成29年までは、経済情勢や独自の減額措置を講じていること等を踏まえ据置き

平成30年度	886,000円	791,000円	762,000円	1,226,000円	944,000円
平成31年度～ (現行)	904,000円	807,000円	778,000円	1,240,000円	954,000円



平成31年度（令和元年度）以降は、平成29年度特別職報酬等審議会の答申に基づく「今後の改定方針について（次ページ）」により、一般職の改定状況や県内の経済状況、他の都道府県における改定の状況など、諸般の情勢を踏まえ、毎年度その改定のあり方について検討を行った結果、据置き

3 平成29年度特別職報酬等審議会の答申の概要

(1) 報酬等の額について

- 特別職の職務・職責を考慮の上、本県の人口規模や経済・財政に関する主要な指標に鑑みれば、本県特別職の報酬等の額の水準は、全国の都道府県との比較において、第30位台前半程度が妥当と考える。
- ついては、議会の議員の議員報酬月額並びに知事及び副知事の給料月額の現行額を次の金額まで段階的に引き上げることが適当である。

議 長	現行額	867,000円(47位) × 1.043(4.3%)	= 904,281円 ⇒	<u>904,000円</u> (+37,000円)(45位)
副議長	現行額	774,000円(47位) × 1.043(4.3%)	= 807,282円 ⇒	<u>807,000円</u> (+33,000円)(46位)
議 員	現行額	746,000円(47位) + 32,000円(4.3%)	=	<u>778,000円</u> (38位)
知 事	現行額	1,212,000円(43位) + 28,000円(2.3%)	=	<u>1,240,000円</u> (34位)
副知事	現行額	933,000円(45位) × 1.023(2.3%)	= 954,459円 ⇒	<u>954,000円</u> (+21,000円)(40位)

(順位は平成29年4月1日時点の全国との比較によるもの)

- なお、段階的な引上げの具体的な方法については、県及び県議会の判断に委ねる。

(2) 今後の改定方針について

- 県内の民間の情勢を反映した、県職員(行政職給料表適用職員)の給与改定率の相乗積を現行額に乗じて得た額を基礎に、他の都道府県の改定状況や県内の経済状況などを考慮して決定することが適当であると考え。

4 前回答申を踏まえた現在の情勢

(1) 県職員(行政職給料表適用職員) 全体の給与改定率の相乗積(6.82%) を現行額に乗じて得た額

○ 前回報酬等審議会の答申に基づく制度完成(R1年度)以後の県職員(行政職給料表適用職員)全体の給与改定率

・R1年度: +0.07% ・R4年度給与: +0.20% ・R5年度: +0.90% ・R6年度: +2.32% ・R7年度: +3.19%

(R2～R3年度は改定なし)

⇒ $1.0007 \times 1.0020 \times 1.0090 \times 1.0232 \times 1.0319 = \underline{1.0682(6.82\%)}$

	(現行額)		(給与改定率の相乗積)			(改定額)
議 長	904,000 円	}	× 1.0682	=	965,652	⇒ 965,000 円 (+61,000円)
副 議 長	807,000 円			=	862,037	⇒ 862,000 円 (+55,000円)
議 員	778,000 円			=	831,059	⇒ 831,000 円 (+53,000円)
知 事	1,240,000 円			=	1,324,568	⇒ 1,324,000 円 (+84,000円)
副 知 事	954,000 円			=	1,019,062	⇒ 1,019,000 円 (+65,000円)

※1円未満切捨

※千円未満切捨

(2) 平成29年度特別職報酬等審議会からの本県の経済状況の変化

【本県の人口規模】（総務省「人口推計」）

【H28. 10】 111万 3 千人（35位） ⇒ 【R6. 10】 101万1千人（36位）

【県内総生産（名目）】（内閣府「県民経済計算」）（注1）

【H26】 3 兆9, 092億円（35位） ⇒ 【R3】 4 兆2, 825億円（35位）

【一人当たり県民所得】（内閣府「県民経済計算」）（注1）

【H26】 251万 2 千円（35位） ⇒ 【R3】 286万 1 千円（29位）

【財政力指数】（注2）

【H25～H27平均】 0. 34237（34位） ⇒ 【R2～R5平均】 0. 35801（35位）

【標準財政規模】（注3）

【H27】 3, 355億円（31位） ⇒ 【R5】 3, 301億円（35位）

（注1） 国際的に2008年に改訂された国民経済計算の基準（2008SNA）を基に、平成27年に国内で定められた基準による。

（注2） 地方公共団体の財政力を示す指数で、地方交付税（普通交付税）算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

（注3） 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の規模。

5 特別職の職員の報酬等の改定案【諮問内容】

(1) 改定案について

県職員のうち、部長級の給与改定率の相乗積（3.98％）を現行額に乗じて得た額に改定

○ 前回報酬等審議会の答申に基づく制度完成（R1年度）以後の部長級の給与改定率

・R5年度：＋0.16％ ・R6年度：＋0.73％ ・R7年度：＋3.06％ （R1～R4年度は改定なし）

⇒ $1.0016 \times 1.0073 \times 1.0306 = \underline{1.0398 (3.98\%)}$

	(現行額)	(給与改定率の相乗積)			(改定額)	
議 長	904,000 円	}	× 1.0398	=	939,979	⇒ 939,000 円 (+35,000円)
副 議 長	807,000 円			=	839,118	⇒ 839,000 円 (+32,000円)
議 員	778,000 円			=	808,964	⇒ 808,000 円 (+30,000円)
知 事	1,240,000 円			=	1,289,332	⇒ 1,289,000 円 (+49,000円)
副 知 事	954,000 円			=	991,969	⇒ 991,000 円 (+37,000円)
					※1円未満切捨	※千円未満切捨

(2) 改定実施時期について

令和8年1月1日

6-1 議員報酬の全国状況（現行額）

単位：千円

		議長		副議長		議員	
1	北海道	1,160	5位	1,040	4位	900	8位
2	青森	910	39位	810	44位	780	34位
3	岩手	910	39位	820	41位	790	33位
4	宮城	1,040	13位	930	13位	860	13位
5	秋田	910	39位	810	44位	780	34位
6	山形	904	46位	807	47位	778	42位
7	福島	1,010	17位	900	17位	830	20位
8	茨城	1,010	17位	900	17位	850	14位
9	栃木	990	23位	900	17位	830	20位
10	群馬	980	27位	920	14位	830	20位
11	埼玉	1,144	6位	1,016	7位	927	6位
12	千葉	1,110	9位	970	10位	880	10位
13	東京	1,288	1位	1,162	1位	1,036	1位
14	神奈川	1,200	3位	1,080	3位	970	3位
15	新潟	1,008	19位	882	23位	807	28位
16	富山	910	39位	860	32位	780	34位
17	石川	910	39位	860	32位	780	34位
18	福井	910	39位	860	32位	780	34位
19	山梨	910	39位	820	41位	770	44位
20	長野	996	22位	870	27位	813	24位
21	岐阜	1,020	16位	920	14位	850	14位
22	静岡	1,061	12位	937	12位	865	12位
23	愛知	1,237	2位	1,088	2位	999	2位
24	三重	1,036	14位	914	16位	843	16位

		議長		副議長		議員	
25	滋賀	1,030	15位	900	17位	840	17位
26	京都	1,120	7位	1,030	5位	960	4位
27	大阪	1,170	4位	1,030	5位	930	5位
28	兵庫	1,080	11位	985	8位	880	10位
29	奈良	965	35位	843	39位	778	42位
30	和歌山	950	37位	810	44位	770	44位
31	鳥取	999	21位	871	26位	813	24位
32	島根	980	27位	860	32位	800	29位
33	岡山	1,000	20位	900	17位	840	17位
34	広島	1,113	8位	964	11位	901	7位
35	山口	980	27位	880	24位	840	17位
36	徳島	950	37位	860	32位	810	26位
37	香川	960	34位	860	32位	810	26位
38	愛媛	970	32位	870	27位	820	23位
39	高知	900	47位	820	41位	770	44位
40	福岡	1,110	9位	980	9位	890	9位
41	佐賀	990	23位	860	32位	800	29位
42	長崎	990	23位	880	24位	800	29位
43	熊本	970	32位	870	27位	780	34位
44	大分	982	26位	867	31位	782	33位
45	宮崎	980	27位	890	22位	780	34位
46	鹿児島	970	32位	870	27位	780	34位
47	沖縄	980	27位	840	40位	750	47位

6-2 議員報酬の全国状況（改定額）

単位：千円

		議長		副議長		議員	
1	北海道	1,160	5位	1,040	4位	900	8位
2	青森	910	45位	810	45位	780	35位
3	岩手	910	40位	820	45位	790	32位
4	宮城	1,040	13位	930	13位	860	13位
5	秋田	910	40位	810	44位	780	35位
6	山形	939	39位	839	41位	808	28位
7	福島	1,010	17位	900	17位	830	20位
8	茨城	1,010	17位	900	17位	850	14位
9	栃木	990	23位	900	17位	830	20位
10	群馬	980	27位	920	14位	830	20位
11	埼玉	1,144	6位	1,016	7位	927	6位
12	千葉	1,110	9位	970	10位	880	10位
13	東京	1,288	1位	1,162	1位	1,036	1位
14	神奈川	1,200	3位	1,080	3位	970	3位
15	新潟	1,008	19位	882	23位	807	29位
16	富山	910	40位	860	32位	780	35位
17	石川	910	40位	860	32位	780	35位
18	福井	910	40位	860	32位	780	35位
19	山梨	910	40位	820	42位	770	44位
20	長野	996	22位	870	27位	813	24位
21	岐阜	1,020	16位	920	14位	850	14位
22	静岡	1,061	12位	937	12位	865	12位
23	愛知	1,237	2位	1,088	2位	999	2位
24	三重	1,036	14位	914	16位	843	16位

		議長		副議長		議員	
25	滋賀	1,030	15位	900	17位	840	17位
26	京都	1,120	7位	1,030	5位	960	4位
27	大阪	1,170	4位	1,030	5位	930	5位
28	兵庫	1,080	11位	985	8位	880	10位
29	奈良	965	35位	843	39位	778	43位
30	和歌山	950	37位	810	45位	770	44位
31	鳥取	999	21位	871	26位	813	24位
32	島根	980	27位	860	32位	800	30位
33	岡山	1,000	20位	900	17位	840	17位
34	広島	1,113	8位	964	11位	901	7位
35	山口	980	27位	880	24位	840	17位
36	徳島	950	37位	860	32位	810	26位
37	香川	960	34位	860	32位	810	26位
38	愛媛	970	32位	870	27位	820	23位
39	高知	900	47位	820	42位	770	44位
40	福岡	1,110	9位	980	9位	890	9位
41	佐賀	990	23位	860	32位	800	30位
42	長崎	990	23位	880	24位	800	30位
43	熊本	970	32位	870	27位	780	34位
44	大分	982	26位	867	31位	782	34位
45	宮崎	980	27位	890	22位	780	35位
46	鹿児島	970	32位	870	27位	780	35位
47	沖縄	980	27位	840	40位	750	47位

7-1 知事・副知事の給料月額全国状況（現行額）

単位：千円

		知事		副知事	
1	北海道	1,380	8位	1,100	7位
2	青森	1,260	32位	970	36位
3	岩手	1,250	35位	970	36位
4	宮城	1,340	11位	1,040	15位
5	秋田	1,210	45位	930	47位
6	山形	1,240	38位	954	42位
7	福島	1,320	15位	1,030	16位
8	茨城	1,340	11位	1,080	9位
9	栃木	1,290	28位	1,010	26位
10	群馬	1,310	18位	1,060	11位
11	埼玉	1,420	4位	1,134	3位
12	千葉	1,390	6位	1,110	5位
13	東京	1,476	2位	1,205	1位
14	神奈川	1,450	3位	1,160	2位
15	新潟	1,300	20位	1,018	25位
16	富山	1,300	20位	1,020	20位
17	石川	1,300	20位	1,020	20位
18	福井	1,300	20位	1,020	20位
19	山梨	1,250	35位	960	41位
20	長野	1,292	26位	996	30位
21	岐阜	1,340	11位	1,060	11位
22	静岡	1,349	10位	1,102	6位
23	愛知	1,411	5位	1,118	4位
24	三重	1,300	20位	1,025	18位

		知事		副知事	
25	滋賀	1,320	15位	1,030	16位
26	京都	1,292	26位	1,023	19位
27	大阪	1,520	1位	1,050	13位
28	兵庫	1,340	10位	1,050	13位
29	奈良	1,214	44位	947	44位
30	和歌山	1,210	45位	950	43位
31	鳥取	1,200	47位	945	45位
32	島根	1,290	28位	1,010	26位
33	岡山	1,290	28位	1,020	20位
34	広島	1,389	7位	1,091	8位
35	山口	1,290	28位	1,020	20位
36	徳島	1,300	20位	990	32位
37	香川	1,310	18位	1,000	29位
38	愛媛	1,320	15位	1,010	26位
39	高知	1,220	43位	940	46位
40	福岡	1,350	9位	1,080	9位
41	佐賀	1,260	32位	990	32位
42	長崎	1,260	32位	990	32位
43	熊本	1,240	38位	970	36位
44	大分	1,243	37位	992	31位
45	宮崎	1,240	38位	980	35位
46	鹿児島	1,240	38位	970	36位
47	沖縄	1,230	42位	970	36位

7-2 知事・副知事の給料月額の全国状況（改定額）

単位：千円

		知事		副知事	
1	北海道	1,380	8位	1,100	7位
2	青森	1,260	33位	970	37位
3	岩手	1,250	36位	970	37位
4	宮城	1,340	11位	1,040	15位
5	秋田	1,210	45位	930	47位
6	山形	1,289	32位	991	32位
7	福島	1,320	15位	1,030	16位
8	茨城	1,340	11位	1,080	9位
9	栃木	1,290	28位	1,010	26位
10	群馬	1,310	18位	1,060	11位
11	埼玉	1,420	4位	1,134	3位
12	千葉	1,390	6位	1,110	5位
13	東京	1,476	2位	1,205	1位
14	神奈川	1,450	3位	1,160	2位
15	新潟	1,300	20位	1,018	25位
16	富山	1,300	20位	1,020	20位
17	石川	1,300	20位	1,020	20位
18	福井	1,300	20位	1,020	20位
19	山梨	1,250	36位	960	42位
20	長野	1,292	26位	996	30位
21	岐阜	1,340	11位	1,060	11位
22	静岡	1,349	10位	1,102	6位
23	愛知	1,411	5位	1,118	4位
24	三重	1,300	20位	1,025	18位

		知事		副知事	
25	滋賀	1,320	15位	1,030	16位
26	京都	1,292	26位	1,023	19位
27	大阪	1,520	1位	1,050	13位
28	兵庫	1,340	10位	1,050	13位
29	奈良	1,214	44位	947	44位
30	和歌山	1,210	45位	950	43位
31	鳥取	1,200	47位	945	45位
32	島根	1,290	28位	1,010	26位
33	岡山	1,290	28位	1,020	20位
34	広島	1,389	7位	1,091	8位
35	山口	1,290	28位	1,020	20位
36	徳島	1,300	20位	990	33位
37	香川	1,310	18位	1,000	29位
38	愛媛	1,320	15位	1,010	26位
39	高知	1,220	43位	940	46位
40	福岡	1,350	9位	1,080	9位
41	佐賀	1,260	33位	990	33位
42	長崎	1,260	33位	990	32位
43	熊本	1,240	39位	970	37位
44	大分	1,243	38位	992	31位
45	宮崎	1,240	39位	980	36位
46	鹿児島	1,240	39位	970	37位
47	沖縄	1,230	42位	970	37位

（参考）特別職の報酬等月額の改定に係る所要額試算

○現行額

※千円未満切捨

	報酬等月額	期末手当（3. 40月）	年収
議長	904 千円	4, 456 千円	15, 304 千円
副議長	807 千円	3, 978 千円	13, 662 千円
議員	778 千円	3, 835 千円	13, 171 千円
知事	1, 240 千円	6, 113 千円	20, 993 千円
副知事	954 千円	4, 703 千円	16, 151 千円

○改正額

※千円未満切捨

	報酬等月額	期末手当（3. 45月）	年収	所要額
議長	939 千円	4, 697 千円	15, 965 千円	660 千円
副議長	839 千円	4, 197 千円	14, 265 千円	602 千円
議員	808 千円	4, 042 千円	13, 738 千円	566 千円（41名）
知事	1, 289 千円	6, 448 千円	21, 916 千円	923 千円
副知事	991 千円	4, 957 千円	16, 849 千円	698 千円（2名）

総額 26, 808 千円

※ 期末手当は令和7年度の県の一般職員の改正を踏まえた引上げ（3. 40月⇒3. 45月）を加味

【別紙】知事の給料月額及び議会の議員の議員報酬の全国状況（令和7年10月1日現在）

知事		
順位	本則の額	団体名
1	1,520,000	大 阪
2	1,476,000	東 京
3	1,450,000	神奈川
4	1,420,000	埼 玉
5	1,411,000	愛 知
6	1,390,000	千 葉
7	1,389,000	広 島
8	1,380,000	北海道
9	1,350,000	福 岡
10	1,349,000	静 岡
11	1,340,000	宮 城
11	1,340,000	茨 城
11	1,340,000	岐 阜
11	1,340,000	兵 庫
15	1,320,000	福 島
15	1,320,000	滋 賀
15	1,320,000	愛 媛
18	1,310,000	群 馬
18	1,310,000	香 川
20	1,300,000	新 潟
20	1,300,000	富 山
20	1,300,000	石 川
20	1,300,000	福 井
20	1,300,000	三 重
20	1,300,000	徳 島
26	1,292,000	長 野
26	1,292,000	京 都
28	1,290,000	栃 木
28	1,290,000	島 根
28	1,290,000	岡 山
28	1,290,000	山 口
32	1,260,000	青 森
32	1,260,000	佐 賀
32	1,260,000	長 崎
35	1,250,000	岩 手
35	1,250,000	山 梨
37	1,243,000	大 分
38	1,240,000	山 形
38	1,240,000	熊 本
38	1,240,000	宮 崎
38	1,240,000	鹿児島
42	1,230,000	沖 縄
43	1,220,000	高 知
44	1,214,000	奈 良
45	1,210,000	秋 田
45	1,210,000	和歌山
47	1,200,000	鳥 取

全体改定率
1,324,000円

【諮問案】

部長級改定率
1,289,000円

議員		
順位	本則の額	団体名
1	1,036,000	東 京
2	999,000	愛 知
3	970,000	神奈川
4	960,000	京 都
5	930,000	大 阪
6	927,000	埼 玉
7	901,000	広 島
8	900,000	北海道
9	890,000	福 岡
10	880,000	千 葉
10	880,000	兵 庫
12	865,000	静 岡
13	860,000	宮 城
14	850,000	茨 城
14	850,000	岐 阜
16	843,000	三 重
17	840,000	滋 賀
17	840,000	岡 山
17	840,000	山 口
20	830,000	福 島
20	830,000	栃 木
20	830,000	群 馬
23	820,000	愛 媛
24	813,000	長 野
24	813,000	鳥 取
26	810,000	徳 島
26	810,000	香 川
28	807,000	新 潟
29	800,000	島 根
29	800,000	佐 賀
29	800,000	長 崎
32	790,000	岩 手
33	782,000	大 分
34	780,000	青 森
34	780,000	秋 田
34	780,000	富 山
34	780,000	石 川
34	780,000	福 井
34	780,000	熊 本
34	780,000	宮 崎
34	780,000	鹿児島
42	778,000	山 形
42	778,000	奈 良
44	770,000	山 梨
44	770,000	和歌山
44	770,000	高 知
47	750,000	沖 縄

全体改定率
831,000円

【諮問案】

部長級改定率
808,000円